

# 告 示

## 埼玉県告示第九百七十四号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

久喜市

### 二 作業種類

公共測量（修正測量 地図情報レベル二千五百 八十二・四一平方キロメートル）

### 三 作業地域

久喜市全域

### 四 作業期間

平成三十年九月七日から平成三十一年三月十五日まで